

○自衛隊の船舶に対する港則法の適用について（通知）

昭和 43 年 10 月 17 日

海幕運第 5653 号

海上幕僚監部防衛部長から各部隊の長・各機関の長あて

標記について、海上保安庁に照会中のところ下記のとおり回答があつたので通知する。

記

海上自衛隊の使用する船舶、外国の軍艦等総トン数の定めのない船舶のトン数については、別紙の左欄の長さを有する船舶は、右欄の総トン数を有するものとみなして港則法及び同法施行規則の規定を適用するものとする。

なお、同法施行規則第 1 条第 1 項ロ及び第 4 条第 4 項第 3 号における「総トン数」は、「排水トン数」と読み替えるものとする。

添付書類：別紙「総トン数換算表」

写送付先：部内全般

別 紙

総トン数換算表

全 長	総 ト ン 数
14 メートル未満	20 トン未満
14 メートル以上 18 メートル未満	20 トン以上 50 トン未満
18 メートル以上 25 メートル未満	50 トン以上 100 トン未満
25 メートル以上 32 メートル未満	100 トン以上 150 トン未満
32 メートル以上 36 メートル未満	150 トン以上 200 トン未満
36 メートル以上 40 メートル未満	200 トン以上 250 トン未満
40 メートル以上 44 メートル未満	250 トン以上 300 トン未満
44 メートル以上 55 メートル未満	300 トン以上 500 トン未満
55 メートル以上 65 メートル未満	500 トン以上 800 トン未満
65 メートル以上 75 メートル未満	800 トン以上 1,000 トン未満
75 メートル以上 90 メートル未満	1,000 トン以上 2,000 トン未満
90 メートル以上	2,000 トン以上

100メートル未満	3,000トン未満
100メートル以上 130メートル未満	3,000トン以上 5,000トン未満
130メートル以上 170メートル未満	5,000トン以上 10,000トン未満
170メートル以上 190メートル未満	10,000トン以上 15,000トン未満
190メートル以上 210メートル未満	15,000トン以上 20,000トン未満
210メートル以上	20,000トン以上